

## 大牟田市有料指定ごみ袋等の見直しに伴う説明会【概要】

令和4年5月19日(月) ①10:30～、②14:00～

令和4年5月23日(木) ③10:30～、④14:00～

### 【大牟田市指定袋等取扱に関する契約書の取り直しについて】

既存の契約書では、変更の度に契約書を取り直す必要があった為、今回の変更を機に、再契約の必要がないよう契約書の内容を変更しています。

6月30日(木)までに、大牟田商工会議所、総務課まで持参頂く他、郵送にて2部、提出をお願いします。契約書の表側上部に取扱店名、裏側下部に所在地、事業所名(取扱店名)、代表者名、**押印**をお願いします。事業所名は、取扱店の他、本社等どちらでも構いません。

取扱店保管用と当所保管用の2部提出をお願いします。

確認・押印後、改めて当所より送付致します。

### 【その他説明事項】

・現行の指定袋(～R4.6.30)の取扱手数料は“販売枚数×1.8円×消費税額分(1.1)”でしたが、新指定袋(R4.7.1～)の取扱手数料は“販売枚数×2.0円×消費税額分(1.1)”となります。

正式な記載は、「大牟田市環境業務課」を検索頂き、下段の5/19更新お知らせ「指定ごみ袋取扱店の募集について」をクリック、下段の「要綱及び申請書等ダウンロード」の「大牟田市指定袋等取扱店の登録に関する要綱」内に記載がありますのでご確認下さい。

・現行の指定袋(～R4.6.30)の販売は6月30日までの販売となります。7月1日以降、販売は行えません。その後、市より在庫の確認・引き取りに訪問致しますが、市内に取扱店が約200店舗あり、アポなしでの訪問になる可能性が有ります。取扱店の皆様のご理解・ご協力を宜しくお願いします。精算は振込で商工会議所より送金致します。引き取りの際に、振込先の口座をお伺いする予定です。宜しくお願い申し上げます。

・新指定袋等(R4.7.1～)の最初の発注の際は、取扱店登録の規程上、すべてのものを取り扱うことが条件となっていますので、**最低、すべて1箱(冊)を注文してください。**

・6月1日より新指定袋等の発注が行えます。6月30日までは新(R4.7.1～)・現行(～R4.6.30)両方の発注が可能ですので、誤りがない様ご確認をお願いします。発注後、配送の日程までに時間を要する場合がございますので、**早めの発注をお願いします。**

・現行の指定袋（～R4.6.30）は経過措置として。R4.9.30まで利用可能ですが、その後は利用できなくなります。多くを買い込んで使いきれない市民や事業所も出ることが予想されますが、どのような形に対応するか協議中です。決まり次第、広報おおむたで周知するので、お客様から聞かれたら、そのように説明頂きたいをお願いします。